

告示

埼玉県告示第二百五十七号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十七年度	地籍図六枚	日高第四十四―令和三年三月
	令和元年度	地籍簿一冊	一地区（大字中九日
		鹿山・上鹿山の各一部）	